根拠法規:外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁:財務省

報告年月日:______

代表者の氏名_____

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

報告者:

氏名又は名称及び

財務大臣殿(日本銀行経由)

住所又は所在地											
			職業又は業種								
			責任者記名押印又は署名								
			担当者の氏名 (電話番号)								
			——————————————————————————————————————								
1 取引 の 方	(1)	氏名又は名称									
	(2)	住所又は所在地									
2 投資先の概要	(1)	名称及び所在地 (該当分に〇)	イ 上記1に同じ ロ その他(具体的に記入すること。)								
	(2)	資本金 (取得後)									
	(3)	事業内容									
3 取得の時期等	(1)	取得の対価									
	取得する証券	種類	イ 株式・出資の持分 ・設立・増資・発行済								
		(該当分に○)	ロ 社債(普通・転換)								
			ハ その他 (具体的に記入すること。)								
	(2)	取得年月日									
	(3)	支払年月日									
4	報	告の根拠	イ 出資比率 10%以上 ロ 経過措置								
5	その)他の事項									

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

- 3 「1 取引の相手方」欄中「(2) 住所又は所在地」欄には、国名(国に該当しない場合は地域名) のみの記入とすることで差支えない。
- 4 「2 投資先の概要」欄中「(1) 名称及び所在地」欄の所在地には、国名(国に該当しない場合は地域名)のみの記入とすることで差支えない。なお、「(2) 資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「(3) 事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。
- 5 「3 取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。
- 6 「3 取得の時期等」欄中「(2) 取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする 場合は、記入を要しない。
- 7 本報告書は原則として本省令第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる資本取引 (10%以上の出資比率 (完全子会社と合算した場合を含む。)の投資先の株式取得等)について報告する場合に使用し、その場合には、「4 報告の根拠」欄は、イに〇印を付すこと。外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成 23 年財務省令第 18 号)附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、当分の間の経過措置として承認金融機関等が 10%未満の出資比率の投資先の株式取得等について報告する場合には、当該欄は、口に〇印を付すこと。
- 8 「5 その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②国籍、③ 出資比率(投資先から再投資先への出資比率が10%以上かどうか。)及び④事業内容を記入すること。
- 9 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

(日本工業規格A4)

「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

次に該当する外国法人が発行する証券(株式、出資の持分等)を非居住者<注1>から取得(新規に発行された証券の取得を含む)した居住者。ただし、その時価が10億円相当額未満<注2>の場合は報告不要です。

- (1)報告者の出資比率が10%以上の外国法人
- (2) 報告者と報告者の100%出資の子会社との出資比率の合計が10%以上の外国法人
- ―― 報告者が外国法人に対し直接出資していない場合は(2)には該当しません。<注 1>居住者から譲り受けた場合は、報告不要です。

<注2>時価の算出が困難な場合は簿価により報告の要否を判断して差し支えありません。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第10条第1項・同4項

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先 (窓口の場合): 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

(郵送の場合):〒103-8660 郵便事業株式会社 日本橋支店私書箱 30号

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ

(2) 本報告書に関する照会先:国際局国際収支課外為法手続グループ

・フリーダイヤル 0120-79-6656

・ダイヤルイン 03-3277-2107

4. 報告書の提出期限

- (1) 個別取引の報告者:証券を取得した日又は取得に係る支払等をした日のいずれか遅い日から 20 日以内(20 日にあたる日が休日の場合はその翌営業日まで)。
- (2) 月中取引の一括報告者(下記7.(9)参照): 当該月の翌月 20日(休日の場合はその前営業日まで)。
- -- なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

5. 提出部数

1 部

6. 報告書の提出の要否を判定するために使用する換算レート

外貨建の取得金額を円換算する場合のレートは、外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」(取得日の適用レート)を用いて下さい。

7. 記入の方法と留意点

- ―― 報告書下部の記入要領および記入例も併せてご確認下さい。
 - (1)「報告年月日」欄

西暦により記入して下さい。日付は日本銀行に提出する日(郵送の場合は発送日)として下さい。

(2)「責任者記名押印又は署名」欄

- イ.報告の提出について授権された責任者(報告者の内部規定に基づき選定)が記名押印又は 署名して下さい。なお、責任者の選定にあたり部長等の役職の有無は問いません。
- ロ. 使用する印鑑は、報告者の内部規定に基づき決定して下さい。個人印(個人名の印)もし くは役職印(「経理部長の印」「代表取締役の印」等)のいずれも可能です。ただし、社印

(「○○株式会社」等会社名のみの印)の使用は原則認められません。

ハ. 署名(自署)した場合は、押印不要です。

(3)「担当者の氏名(電話番号)」欄

- イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者(複数でも可)を記入して下さい。
- ロ. 電話番号は、できるだけ直通番号を記入して下さい。代表番号の場合は、内線番号、担当 部署を補記して下さい。

(4)「1 取引の相手方」欄

「(2) 住所又は所在地」には、国名(国に該当しない場合は地域名)のみの記入とすることで差し支えありません。

(5)「2 投資先の概要」欄

- イ.「(1) 名称及び所在地」には、国名(国に該当しない場合は地域名)のみの記入とすることで差し支えありません。
- ロ.「(2) 資本金」には、原通貨(投資先が現地で資本金として登録している通貨)をもって 記入して下さい。
- ハ.「(3) 事業内容」には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入して下さい。

(6) 「3 取得の時期等」欄

- イ.「取得の対価」は、取得通貨で記入して下さい(送金通貨ではありません)。
- ロ.「(2) 取得年月日」には、支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しません。

(7)「4 報告の根拠」欄

本報告書は原則として、上記1. に該当する場合に使用します。その場合には、イに〇印を付して下さい。なお、承認金融機関等は、上記1. に該当しない対外直接投資(10%未満の出資比率の投資先の株式取得等)についても、当分の間の経過措置として、本報告書により報告することができます(外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成 23 年財務省令第 18 号)附則第 2 条第 1 項)。その場合には、当該欄は、口に〇印を付して下さい。

(8) 「5 その他の事項」欄

資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②国籍、③出資比率(投資先から再投資 先への出資比率が10%以上かどうか。)及び④事業内容を記入して下さい。

- (9)報告省令第10条第4項に基づき、一括して報告する場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しません。なお、一括して報告することができるのは、銀行等、金融商品取引業者及び所定の手続を行った届出者※に限られます。
 - ※ 報告省令第6条に基づき、自己の資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととしたい旨を財務大臣に届け出た者をいいます。

8. その他留意点

(1) 事前の届出が必要な場合

対外直接投資に該当する証券の取得であって、投資先の外国法人の業種が次の 1)~5)に該当する場合は、本報告書ではなく、金額が 10 億円相当額未満であっても「対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書」による事前届出が必要です。

- 1) 漁業 (水産動植物の採捕事業)
- 2) 皮革または皮革製品製造業
- 3) 武器の製造業

- 4) 武器製造関連設備の製造業
- 5) 麻薬等の製造業
- (2)「証券の取得又は譲渡に関する報告書」による報告が必要な場合

居住者による非居住者からの証券の取得であって、上記1.に該当しないものは、本報告書ではなく、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」により報告して下さい。ただし、取得する証券の時価が1億円相当額以下の場合は報告不要です。

(3) 証券を非居住者に譲渡した場合の報告

本報告により取得した証券を非居住者に譲渡した場合は、譲渡の日又は譲渡に係る支払等を行った日のいずれか遅い日から 20 日以内に「対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書」を提出して下さい。ただし、譲渡される証券の時価が 10 億円相当額未満の場合は報告不要です。

(4) 海外支店等の取引について

報告者の海外支店等が非居住者から対外直接投資に該当する証券取得を行った際に、本報告の対象となる場合があります。詳細は、日本銀行ホームページ「外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答(資本取引編)」をご確認下さい。

記入例1

別紙様式第十六

根拠法規:外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁:財務省

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

財務大臣殿 (日本銀行経由)

増資の場合:

アメリカの ABC Food America, Inc. に対し、 2012年1月17日付でUS\$ 22.500.000-の増資資金の支払を行い、2012年1月 17日付で同社発行株式を取得した場合

報告年月日: **2012年 1月 20日**

報告者:

氏名又は名称及び 株式会社 外為食品

代表者の氏名 代表取締役社長 甲野 太郎

住所又は所在地<u>東京都中央区日本橋 1-1-1</u>職業又は業種<u>食品製造・販売</u>

責任者記名押印又は署名 経理部長 乙川 次郎 印

担当者の氏名(電話番号) 丙山三郎 03-1234-5678

1 取相引手	(1)	氏名又は名称	ABC Food America, Inc. 国名 (国に該当しない場合は地域名) のみの
が方	(2)	住所又は所在地	U. S. A. 記入とすることで差し支えない。
2 投	(1)	名称及び所在地 (該当分に〇)	→ 上記1に同じ ロ その他(具体的に記入すること。)
資先の	(2)	資本金 (取得後)	US\$ 112,000,000- 原通貨(投資先が現地で資本金として登録している通貨)で記入。 事前届出業種でないこと。本報告書の記載要領8.(1)参照。
概要	(3)	事 業 内 容	食品加工業 ・取得通貨と送金通貨が相違する場合、取得通貨で記入。 ・時価が 10 億円相当額未満の場合は報告不要。
3	(1)	取得の対価	
取得の時	取得する証券	種 類 (該当分に〇)	イ 株式 出資の持分 :・設立 理資 発行済 ロ 社債(普通・転換) 支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記 ハ その他(具体的に記) 入を要しない。
期等	(2)		2012 年 1 月 17 日 分割送金の場合の記入例: 「2012 年 1 月 17 日 ~ 「2012 年 1 月 17 日から 2012 年 2 月 20 日まで」もしくは「2012 年 1 月 17 日、2012 年 2 月 20 日」
4 3	報	告の根拠	世 出資比率 10%以上 ロ 経過措置 本報告書下部の記入要領 7 および本報告書の記載要領 7. (7)参照。
5	そ(の他の事項	(再投資先) ①名称: DEF Corp. ②国籍: 米国 ③出資比率: 10%以上 ④事業内容: 食品の輸出入
(記入	要領	į)	本報告書下部の記入要領8および

1 西暦により記入すること。

2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名する こと。

- 3 「1 取引の相手方」欄中「(2) 住所又は所在地」欄には、国名(国に該当しない場合は地域名) のみの記入とすることで差支えない。
- 4 「2 投資先の概要」欄中「(1) 名称及び所在地」欄の所在地には、国名(国に該当しない場合は地域名)のみの記入とすることで差支えない。なお、「(2) 資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「(3) 事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。
- 5 「3 取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。
- 6 「3 取得の時期等」欄中「(2) 取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする 場合は、記入を要しない。
- 7 本報告書は原則として本省令第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる資本取引 (10%以上の出資比率 (完全子会社と合算した場合を含む。)の投資先の株式取得等)について報告する場合に使用し、その場合には、「4 報告の根拠」欄は、イに〇印を付すこと。外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成 23 年財務省令第 18 号)附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、当分の間の経過措置として承認金融機関等が 10%未満の出資比率の投資先の株式取得等について報告する場合には、当該欄は、口に〇印を付すこと。
- 8 「5 その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②国籍、③ 出資比率(投資先から再投資先への出資比率が10%以上かどうか。)及び④事業内容を記入すること。
- 9 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

(日本工業規格A4)

記入例2

別紙様式第十六

根拠法規:外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁:財務省

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

財務大臣殿(日本銀行経由)

発行済株式の譲り受けの場合:

アメリカの ABC Food Inc. の株式を、作りなの XYZ International UK Ltd. から 2012 年1月17日付で \pounds 11,500,000-で譲り受ける契約を締結し、同日付で同株式を取得(譲受)した場合。

報告年月日: **2012 年 1 月 20 日** 報 告 者:

氏名又は名称及び 株式会社 外為食品

代表者の氏名 代表取締役社長 甲野 太郎

住所又は所在地 東京都中央区日本橋 1-1-1

職業又は業種 食品製造・販売

責任者記名押印又は署名<u>経理部長 乙川 次郎 印</u>担当者の氏名(電話番号)<u></u> 丙山三郎 03-1234-5678

1 取引の	(1)	氏名》	又は名	称	XYZ International UK Ltd. 譲渡人の氏名・法人名称を記入	
	(2)	住所又	は所在	王地	U.K. ■ 国名(国に該当しない場合は地域名)のみの 記入とすることで差し支えない。	
2 投資先の概要	(1)	名 称 及 (該当分		王地	イ 上記 1 に同じ (ロ) その他 (具体的に記入すること。) ABC Food Inc. ◆ 譲り受けた株式の発行体の法人名称を記入 U. S. A. ◆ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	(2)	資本金	(取得征	後)	US\$ 12,000,000-	
	(3)	事業	内	容	食品加工業 ・取得(譲受契約)通貨と送金通貨が相違する場合、取得通貨で記え ・時価が 10 億円相当額未満の場合は報告不要。 ――報告書の提出要否判定の際に、外貨建ての取得価格を円換算する場合のレ	
3	(1)	取 得	の対	価	& 11,500,000 - トは、外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」(取得日の適用レト)を用いること。	<i>~</i>
取	取得	種		類	・設立・増資・発行済	
得の時	する証券	(該当分に○)	口 社債(普通・転換)			
					ハ その他(具体的に記入すること。)	
期	(2)	取 得	年 月	日	2012 年 1 月 17 日 分割送金の場合の記入例:	
等	(3)	支 払	年 月	日	2012年1月17日 ◆ 「2012年1月17日から2012年2月20日まで」もしくは「20年1月17日、2012年2月20日」	12
4 =	報	告の	根	拠	世後 出資比率 10%以上 ロ 経過措置 本報告書下部の記入要領7および本報告書の記載要領7. (7)参照。	K
5 -	その)他(の 事	項		

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名する

こと。

- 3 「1 取引の相手方」欄中「(2) 住所又は所在地」欄には、国名(国に該当しない場合は地域名) のみの記入とすることで差支えない。
- 4 「2 投資先の概要」欄中「(1) 名称及び所在地」欄の所在地には、国名(国に該当しない場合は地域名)のみの記入とすることで差支えない。なお、「(2) 資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「(3) 事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。
- 5 「3 取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。
- 6 「3 取得の時期等」欄中「(2) 取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする 場合は、記入を要しない。
- 7 本報告書は原則として本省令第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる資本取引(10%以上の出資比率(完全子会社と合算した場合を含む。)の投資先の株式取得等)について報告する場合に使用し、その場合には、「4 報告の根拠」欄は、イに〇印を付すこと。外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成 23 年財務省令第 18 号)附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、当分の間の経過措置として承認金融機関等が 10%未満の出資比率の投資先の株式取得等について報告する場合には、当該欄は、口に〇印を付すこと。
- 8 「5 その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②国籍、③ 出資比率(投資先から再投資先への出資比率が10%以上かどうか。)及び④事業内容を記入するこ と。
- 9 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

(日本工業規格A4)